## 研究的保険診療の禁止

## 保険医療機関及び保険医療養担当規則 (昭和32年4月30日 厚生省令第15号)

第18条(特殊療法の禁止) 「保険医は特殊な療法又は新しい療法等につ は、厚生大臣の定めるもののほか行ってはならない」

第19条(使用医薬品及び歯科材料)「保険医は、厚生大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法(暗35年法律第145号)第2条第7項に規定する治験に係る診療において、当場治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでなり。

第20条(診療の具体的方針) 「・・・各種の検査は、研究の目的をもって行。 はならない。 ただし、治験に係る検査については、 この限りでない。」

## 速応外使用医薬品を用いる 臨床試験を 保険診療でカバーする必要性がある

未承認医薬については 医師主導治験が良いだろう

## (提言)

適応外使用医薬品を使用する臨床試験についけ、ある一定の条件下(公的な研究費で実施さるもの:届出制)であれば、欧米と同様に、保険療(保険外療養費制度の拡充)下での実施を可とする